

財務省告示第四百二十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五條第十一項の規定に基づき、  
 平成十八年十月二十五日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年十一月九日  
 財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八									
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	振替法の適	用等	募集決定の	方法	最低額面金									
利付国庫債券（二十年）（第三十 四回、第三十五回、第三十六回 及び第三十七回）	三十九年法律第六号）第五條第 一	社債等の振替に關する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下	成振替法」という。の規定の適	用を「受けるもの」とし、その振替	機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応じた者が加算す	る数値をいう。次号において同	じ。）を競争に付して行われる入	札に「よる発行し、て行われる入	各申込みのうちの利回り格差の小	さいも「のからその応募額を順次	割り当てる。その応募額を順次	額面金額である。その応募額を順次	千三百一十億八千八百四十九万	三十一億八千八百四十九万	五万





十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成十八年十月二十五日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (二十年四回)	三・五%	平成九年三月十日	五十五億円
利付国庫債券 (二十年五回)	三・三%	平成十年三月十日	七百九十億
利付国庫債券 (二十年六回)	三・〇%	平成十年九月十日	二十億円
利付国庫債券 (二十年七回)	三・一%	平成十年九月十日	二百二十七億